

周南市福祉用具購入費受領委任払に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第44条第1項に規定する居宅介護福祉用具購入費及び法第56条第1項に規定する介護予防福祉用具購入費(以下「福祉用具購入費」という。)の支給を受ける居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者(以下「被保険者」という。)の一時的な経済負担を軽減するため、福祉用具購入費の受領委任払の実施及び福祉用具販売事業者(以下「販売事業者」という。)の登録に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法で使用する用語の例による。

(受領委任払)

第3条 この要綱において「受領委任払」とは、福祉用具購入費の支給を受ける被保険者が、当該福祉用具購入費の受領を販売事業者に委任した場合において、市が当該販売事業者に対して福祉用具購入費を支払うことをいう。

2 受領委任払を利用できる被保険者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市の介護保険被保険者資格を有すること。
- (2) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けていないこと。
- (3) 法第67条第1項又は法第68条第1項の規定による保険給付差止めの記載を受けていないこと。
- (4) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けていないこと。

(受領委任払取扱事業者の登録)

第4条 受領委任払により法第44条第1項に規定する特定福祉用具又は法第56条第1項に規定する特定介護予防福祉用具(以下「福祉用具」という。)を販売しようとする販売事業者は、受領委任払取扱事業者として市の登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。

2 登録を受けようとする販売事業者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 福祉用具の販売を行う者として、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として山口県から指定を受けていること。

(2) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年12月25日制定)別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

3 登録を受けようとする販売事業者(以下「申請者」という。)は、事業所ごとに福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録申請書に、次に掲げる書類を添付し、あらかじめ定められた期日までに市長に申請しなければならない。

(1) 介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者の登録に係る確約書

(2) 市税又は町税の滞納のないことの証明書

4 市長は、福祉用具購入費受領委任払取扱事業者申請書を受け付け、登録が適当と認めた場合は、受領委任払取扱事業者(以下「登録事業者」という。)として登録するとともに、福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録通知書により申請者にその旨を通知するものとし、当該登録を不相当と認めたときは、福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録却下通知書により申請者に通知するものとする。

5 登録の申請の受付及び有効期間は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 登録の申請の受付は2年に1度行い、その期間は原則11月1日から11月末日までとする。

(2) 登録の有効期間は、登録した日から2年間とする。

(変更の届出等)

第5条 登録事業者は、事業所の名称、所在地その他の登録時における届出事項に変更があったときは、速やかに福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録事項変更届出書により市長に届け出なければならない。

2 登録事業者は、前条第4項の登録に係る事業を廃止し、又は休止し、若しくは再開するときは、福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録事業(廃止・休止・再開)届出書を市長に提出しなければならない。

(登録事業者の責務)

第6条 登録事業者は、法その他関係法令を遵守するとともに、被保険者の心身状況等に応じて適切な支援を行うよう努めなければならない。

(登録事業者の登録の取消し)

第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) 被保険者の求めにもかかわらず、正当な理由がなく受領委任払の利用を拒否した場合
- (2) この要綱に規定する事項及び周南市介護保険福祉用具購入費受領委任払取扱事業者の登録に係る確約書の遵守事項に違反した場合
- (3) 福祉用具購入費の請求に不正があった場合
- (4) その他市長が登録を取り消すことを必要と認めた場合

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、福祉用具購入費受領委任払取扱事業者登録取消通知書により、当該取消しをした事業者に通知するものとする。

(被保険者負担分の受領)

第8条 登録事業者は、当該福祉用具を販売後、当該被保険者から被保険者負担分(当該福祉用具の購入に要した額から福祉用具購入費を除いた額)の支払を受けるものとする。

(領収証の交付)

第9条 登録事業者は、前条の支払を受けた場合は、当該支払をした被保険者に対し、領収証を交付しなければならない。

(支給の申請)

第10条 受領委任払により福祉用具購入費の支給を受けようとする被保険者は、当該福祉用具の引き渡しを受けた後に、介護保険(居宅介護・介護予防)福祉用具購入費支給申請書に必要な書類を添付して申請しなければならない。

(支給の決定)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、福祉用具購入費の支給の可否を決定し、(福祉用具購入費・介護予防福祉用具購入費)支給決定通知(受領委任)により、その内容を当該被保険者に通知するものとする。

(福祉用具購入費の返還)

第12条 市長は、登録事業者が、偽りその他不正の手段により福祉用具購入費の支払を受けたときは、当該福祉用具購入費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 第 4 条第 3 項の規定による申請、同条第 4 項の規定による受付その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(特例措置)

- 3 第 4 条第 5 項第 1 号の規定にかかわらず、平成 26 年度は登録の申請及び受付を行うことができる。この場合において、同項第 2 号中「2 年間」とあるのは、「1 年間」と読み替えるものとする。